

尾張旭市監査公表第20号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月4日付け6教第395号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

教育委員会教育政策課

| 監査の指摘事項  | 措置状況  |
|--|---|
| <p>東中学校において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線、防犯灯及び柱（自動販売機の電気メーターを設置しているもの）の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線、防犯灯及び柱の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずになっていたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p> | <p>電話線については、令和7年2月28日付けで行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産の目的外使用を許可した。</p> <p>防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和7年1月31日付け6市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。</p> <p>柱については、令和7年2月28日付けで行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産の目的外使用を許可した。</p> <p>また、その他の教育政策課管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。</p> |
| <p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>  | <p>指摘事項について、課内周知を図るとともに、尾張旭市物品管理規則に基づき、年1回、物品及び備品台帳について確認・検査を実施する。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>旭小学校井水用塩素滅菌機取替修繕の契約において、見積依頼者に見積金額の110分の100に相当する金額を記載するよう指示していたにもかかわらず、「税込み」の記載がある見積書、つまり、見積金額の110分の110に相当する金額(270,000円)が記載されたものを受領し、採用していた。また、当該金額の100分の110に相当する金額(297,000円)で契約していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>                    | <p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、今後は、見積書の記載内容を複数人で確認し、再発防止に努める。</p>                                    |
| <p>尾張旭市決裁規程(昭和37年旭町規程第1号)により、委託料の支出負担行為のうち健康診査、検診、予防接種、保育、特定健康診査及び特定保健指導以外のもので100万円を超え、500万円以下であるものは、部長の専決事項とされている。この点、小中学校トイレ・窓ガラス清掃業務は、その契約額が1,305,700円であるにもかかわらず、課長の専決により契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>                      | <p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、今後は、支出負担行為書の決裁区分が契約額に応じた区分となっていることを複数人で確認し、再発防止に努める。</p>              |
| <p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、白鳳小学校エレベーターバッテリー修繕、令和6年度尾張旭市学習支援事業(地域未来塾東部地区)及び令和6年度尾張旭市学習支援事業(地域未来塾西部地区)において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>市の方針に沿った事務処理を実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、今後は、見積書に代表者印の押印があることを複数人で確認し、再発防止に努める。</p>                            |
| <p>本市の随意契約ガイドライン(総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。)により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則(昭和53年尾張旭市規則第19号)第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をし</p>  | <p>指摘事項について、速やかに総務課に公表依頼を行い、ホームページにて公表した。</p> <p>今後は、随意契約後に、確実に公表事務を行うよう、複数人で確認し、再発防止に努める。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>なければならないが、令和6年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾東部地区）及び令和6年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾西部地区）は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>  |   |
| <p>小中学校トイレ・窓ガラス清掃業務委託において、委託業者は、一部の学校のプールについて、清掃は実施し、当該学校にはその旨報告したが、契約書で定められた同課へのトイレ個所数等報告書の提出をしていなかった。しかしながら、同課では、報告書を受領していないため、当該トイレの清掃履行を確認できていないにもかかわらず、その分も含めて委託料を支払っていた。</p> <p>委託料の支払は、相手方による契約の履行を確認した上でのもものとされたい。</p> | <p>指摘事項について、受注者に確認したところ、報告書のトイレ個所数の記載誤りであることを確認したため、訂正した報告書を受領した。</p> <p>今後は、報告書の記載内容を契約書と突き合わせ、業務が適正に履行されていることを確認した上で支払事務を行うよう、再発防止に努める。</p> |